

感染症及び食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人 東 桜 会

平成19年5月

【1】感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する考え方

介護老人福祉施設等は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活又は利用する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識することが重要である。

このような前提に立ち当法人では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症・食中毒発生時には迅速で適切な対応に努める。

【2】感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、感染症対策委員会を設置する。

(2) 平常時の対応

施設内の衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

介護・看護と感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗いうがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物・吐瀉物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。

利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図る。

(3) 発生時の対応

感染症又は食中毒等が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

発生時状況を把握する

まん延防止のための措置を講ずる

有症者へ対応する

関係機関との連携を図る

行政・保健所へ報告する

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぐ。

< 報告が必要な場合 >

(a) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合に報告する

(b) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合に報告する

10名以上又は全利用者の半数以上とは、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発

生してからの累積の人数ではない。

- (c) (a) 及び (b) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合に報告する

< 報告する内容 >

- (a) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
(b) 感染症又は食中毒が疑われる症状
(c) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う。

【3】感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置等

設置及び目的

感染症対策委員会を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する。

感染症対策担当者

- ・特別養護老人ホーム麻機園 看護職員 松村由美子

感染症対策委員会の構成員

- | | | |
|----------------|---------|-----------|
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 施設長 | 秋山 通 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 医 師 | 北澤 透 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 看護職員 | 松村由美子 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 事務長 | 望月恵子 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 生活相談員 | 望月昭子 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 介護支援専門員 | 芦口益枝 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 介護職員 | 足立景子 下地綾子 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 栄養士 | 三浦温子 |
| ・特別養護老人ホーム麻機園 | 調理員 | 伊藤里依 |
| ・麻機園デイサービスセンター | 生活相談員 | 松下久美子 |
| ・ケアハウス桜花 | 施設長 | 長島鈴江 |
| ・ケアハウス桜花 | 栄養士 | 浅見夕子 |
| ・静岡市有永グループホーム | ホーム長 | 秋山真由美 |

感染症対策委員会の開催

- ・定期的に2ヶ月に1回開催する
- ・その他、必要な都度開催する

感染症対策委員会の役割

- ・感染症予防対策及び発生時の対応策等を立案・見直しする
- ・各指針、各マニュアル等の作成及び見直しを行う
- ・発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制を整備

する

- ・利用者、職員の健康状態の把握と対応策の実施・指導
- ・新規利用者の感染症既往状況の把握と対応策の実施・指導
- ・委託業者（清掃、調理等）への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底を行う
- ・感染症衛生管理等に関する基礎知識に基づいた研修を実施する（年2回以上）
- ・各部署での感染症対策実施状況の把握と評価を行う

職員の健康管理

- ・職員は年2回、必要な健康診断を実施する
- ・インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う
- ・職員が感染症に罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治するまで適切な処置を講ずる

【4】感染症及び食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のために、チームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

（1）職種ごとの役割

<施設長>

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止体制に関する総括責任
- ・感染症発生時の行政報告

<医師>

- ・診察及び処置方法の指示
- ・協力病院との連携

<看護職員>

- ・医師及び協力病院との連携
- ・職員に対するケアの基本手順の教育と周知徹底
- ・衛生管理、安全管理の指導
- ・外来者への指導
- ・予防対策への啓発活動
- ・早期発見、早期予防の取り組み
- ・記録の整備

<生活相談員・介護支援専門員>

- ・医師、看護職員と連携し、予防、まん延防止対策の指導と実施
- ・家族への対応
- ・発生時及びまん延防止時の対応と指示
- ・緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- ・記録の整備
- ・各職種別教育の実施

<介護職員>

- ・利用者の状態把握と報告

- ・他職種職員と連携し、予防、まん延防止対策を実施
- ・各マニュアルに沿った介護の確立
- ・生活相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- ・衛生管理の徹底
- ・記録の整備

< 栄養士 >

- ・医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ・食品管理、衛生管理の指導
- ・食中毒予防の教育、指導の徹底
- ・緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）
- ・記録の整備

< 管理部門 >

- ・施設内の環境整備
- ・備品の整備
- ・職員・外来者への清潔保持・衛生管理の指導・徹底

【 5 】 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的な介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。

(1) 職員教育の内容

- 定期的な教育・研修（年2回以上）を実施する
- 新任者に対する感染症対策のための教育・研修を実施する
- その他、必要な教育・研修を実施する

【 改正・修正履歴 】

- (制定) 平成 1 9 年 1 月
- (改正) 平成 1 9 年 2 月 設置及び目的、感染症対策委員会の構成員
- (改正) 平成 1 9 年 4 月 感染症対策委員会の構成員
- (修正) 平成 1 9 年 5 月 感染症対策委員会の構成員の氏名